

コロナ禍の中小事業者

協力金

都 感染拡大防止協力金

50万円(2店舗以上は100万円)

東京都の休業等の要請に応じて、少なくとも4/16~5/6のすべての期間において施設の使用停止や営業時間短縮に全面的に協力した中小企業、個人事業主が受けられる協力金です

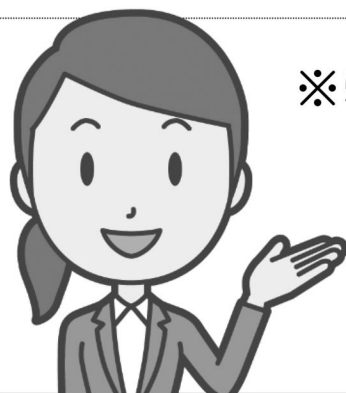
申請受付
6/15
まで

支給対象

- (1) 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
- (2) 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
- (3) 「社会生活を維持するうえで必要な施設」のうち、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設

必要書類

- (1) 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書
- (2) 誓約書
- (3) 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類
 - 直近の確定申告書(法人・個人共に)(写しで可)
 - 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類(写しで可)
 - 本人確認書類: 法人/法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(写しで可)
 - 個人/運転免許証、パスポート、保険証等(写しで可)
- (4) 休業等の状況がわかる書類(写しで可)
 - 休業を告知するチラシ、ポスター等
 - ※休業する施設の名称や休業期間、短縮営業時間がわかるよう工夫すること
- (5) 支払金口座振替依頼書
 - ※オンライン申請なら押印不要



※5/7~5/25の休業等にも同額の協力金(第2回)を支給 6/17に公表し、7/17まで申請受付の予定

問い合わせは

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
TEL: 03-5388-0567

詳細は

専用ポータルサイト▶



給付金

国 持続化給付金

法人200万円 個人100万円

感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者の事業継続を支えるための給付金です
昨年1年間の売り上げからの減少分を上限とし、「オンライン申請」を基本とします

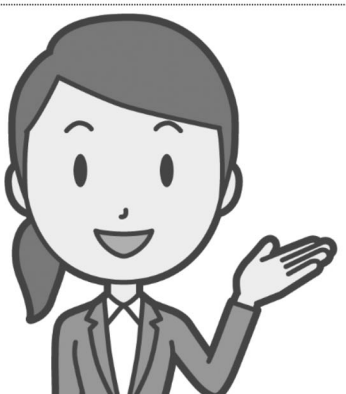
申請受付
来年
1/15
まで

支給対象

- (1) 感染症拡大の影響で、ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者
- (2) 中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- (3) 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人

必要書類

- (1) 2019年の確定申告書類の控え
- (2) 売り上げ減少となった月の売上台帳等の写し
- (3) 振込先通帳の写し(金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座人名義が確認できるもの)
- (4) 個人事業者の場合、身分証明書の写し(運転免許証・マイナンバーカード等)



問い合わせは

持続化給付金コールセンター
TEL: 0120-115-570

詳細は

申請用サイト▶

